

第六十四回国会 衆議院 法務委員会 議 録 第 二 号

昭和四十五年十二月四日(金曜日)

午前十時三十一分開議

出席委員

委員長代理 理事 小島 徹三君

理事 鍛冶 良作君 理事 田中伊三次君

理事 福永 健司君 理事 畑 和君

理事 沖本 泰幸君

石井 桂君 江藤 隆美君

河本 敏夫君 島村 一郎君

永田 亮一君 羽田野忠文君

松本 十郎君 黒田 寿男君

林 孝矩君 岡沢 完治君

青柳 盛雄君

出席政府委員

法務政務次官 大竹 太郎君

法務大臣官房長 安原 美穂君

法務大臣官房司 貞家 克巳君

法制調査部長

委員外の出席者

議 員 畑 和君

最高裁判所事務 長井 澄君

最高裁判所事務 中村 修三君

総局人事局給与 課長 福山 忠義君

法務委員会調査 室長

十二月四日

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律(細谷治嘉君外十名提出、衆法第二号)は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

参考人出席要求に関する件

裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正す

第一類第三号

法務委員会議録第二号 昭和四十五年十二月四日

る法律案(内閣提出第九号)

檢察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇号)

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関する法律案(細谷治嘉君外十名提出、衆法第二号)

○小島委員長代理 これより会議を開きます。

委員長が所用のため、指名により、私が委員長

の職務を代行いたします。

本日付託になりました細谷治嘉君外十名提出に

かかる、事業活動に伴つて人の健康等に係る公害

を生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関す

る法律案を議題とし、提案理由の説明を聴取いた

します。畑和君。

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を生

じさせた事業者の無過失損害賠償責任に関す

る法律案

事業活動に伴つて人の健康等に係る公害を

生じさせた事業者の無過失損害賠償責任に

関する法律

(目的)

第一条 この法律は、事業活動に伴つて公害を生

じさせた事業者に当該公害による人の健康等に

係る被害につき無過失損害賠償責任を負わせる

制度を確立し、事業者の事業活動の責任を明ら

かにするとともに、被害者の救済を図ることを

目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「公害」とは、環境保

全基本法(昭和 年法律第 号)第三

条第三項に規定する公害をいう。

2 この法律において「事業者」とは、労働基準法

(昭和二十二年法律第四十九号)第八条第一号か

ら第四号までに掲げる事業を行なう者をいう。

(無過失損害賠償責任)

第三条 事業者は、工場又は事業場における事業

活動に伴つて公害を生ずる物質を排出し、よつ

て他人の生命若しくは身体又は通常人の食用に

供される動植物の生産に係る他人の権利を害し

たときは、故意又は過失がなくとも、その損害

を賠償する責に任ずる。

(適用除外)

第四条 前条の規定は、事業者の事業に従事する

者の業務上の負傷、疾病及び死亡に関しては、

適用しない。

(民法の適用)

第五条 事業者が工場又は事業場における事業活

動に伴つて公害を生じさせた場合における事業

者の損害賠償の責任については、第三条の規定

によるほか、民法(明治二十九年法律第八十九

号)の規定による。

(他の法律の適用)

第六条 事業者が工場又は事業場における事業活

動に伴つて公害を生じさせた場合における事業

者の損害賠償の責任については、民法以外の他の法

律に別段の定めがあるときは、その定めるところ

による。

附 則

1 この法律は、昭和四十六年四月一日から施行

する。

2 この法律施行前の行為に基づく損害について

は、なお従前の例による。

理 由

公害問題の現状にかんがみ、事業活動に伴つて

公害を生じさせた事業者に対し当該公害による人

の健康等に係る被害につき無過失損害賠償責任を

負わせる制度を確立する必要がある。これが、こ

の法律案を提出する理由である。

○畑委員 ただいま議題となりました事業活動に

伴つて人の健康等に係る公害を生じさせた事業者

の無過失損害賠償責任に関する法律案につき、日

本社会党、公明党、民社党の三党を代表いたしま

して、提案の理由及びその内容の概略を御説明い

たします。

今日、四大公害裁判といわれる、熊本及び新潟

水俣病、四日市ぜんそく、及びイタイイタイ病患

者による訴訟が、きわめて難航している最大の理

由は、加害者企業に故意または過失があったかど

うかの究明にあります。これが重大な論点になる

のは、加害者側に故意または過失がないとするな

らば、被害者に対する損害賠償を命じることが、

原則的に不可能だからであります。

このように、公害にかかる民事訴訟において、

無過失賠償責任制度が確立していないために、被

害者は、長引く訴訟と過重な訴訟費用の負担にあ

えきながら、加害者側の故意または過失を立証す

るために、みずから苦渋に満ちた努力を続けなけ

ればなりません。

民事上の無過失賠償責任制度は、すでに鉱業

法、水洗炭業法、労働基準法などで確立してい

ることを勘案するならば、公害訴訟にこれを適用で

きない合理的な理由はどこにもありません。この

制度がないまま、被害者救済制度を設けてみて

も、それはさるで水をくむがごとしといわなけれ

ばならないのであります。

これが本法案の提案理由であります。

次に、本法案の概要を御説明いたします。

第一は、本法案は、公害問題についての企業側

の損害賠償責任について、民法の故意過失主義と

いう一般原則に対する重大な特例を規定しようとするものであります。

第二は、本法案の眼目とするものは、事業者は、事業活動に伴って排出する物質によって、人の生命または健康、もしくは人の食用に供される動植物の生産にかかる人の権利を侵害したときは、故意または過失がなくても、その損害を賠償する責めに任ずる、としたことであります。すなわち、公害を発生させた事業者は、無過失責任、換言すれば一種の結果責任を負わせんとするものであります。

なお、本法案の対象となる損害は、まず人の生命と健康、次いで人の食用に供される動植物の生産にかかわる人の財産権に限定しました。食用動植物の生産にかかる財産権の侵害を対象としたのは、これら動植物の被害が、直接人間の生存につながるものだからであります。

また、本法案の適用を受ける事業者の範囲は、右の公害を生ずる可能性の最も大きい製造加工業者、土木建築業者、運送事業者などであり、以上、本法案を提出いたしました理由並びにその大要について御説明申し上げました。

何とぞ慎重に御審議の上、すみやかに可決されんことをお願いいたします。

○小島委員長代理 これにて提案理由の説明は終わりました。
本案に対する質疑は後日に譲ることいたします。

○小島委員長代理 この際、参考人出頭要求に関する件についておはかりいたします。

人の健康に係る公害犯罪の処罰に関する法律案の審査のため、来たる九日、参考人の出頭を求め、その意見を聴取することとし、その人選につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり
○小島委員長代理 御異議なしと認めます。よつ

て、さよう決しました。

○小島委員長代理 次に、裁判官の報酬等に関する法律等の一部を改正する法律案及び検察官の俸給等に関する法律等の一部を改正する法律案を一括議題とし、審査を進めます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許します。羽田野忠文君。

○羽田野委員 裁判官の報酬等に関する法律並びに検察官の俸給等に関する法律、この一部改正について質問をいたします。担当政府委員の答弁を求めます。

まず、この裁判官の報酬並びに検察官の俸給の平均昇給率はどのくらいになっておられるのか、そうしてこれは一般政府職員のそれと対比したときにどういふふうな比率になるのか、この点を御説明願います。

○眞家政府委員 今回の給与改定によりまして、裁判官及び検察官の報酬及び俸給の月額が引き上げられるわけですが、裁判官につきましては平均一・八・三％、検察官につきましては平均一・五・五％増額されることになっております。これを一般職の職員についての給与改定と比較いたしますと、一般職の職員につきましては、俸給表全体の改善率が一・〇・七％ということになっておりますので、裁判官、検察官のほうがやや上回っているという結果になっております。

○羽田野委員 一般職に比べて裁判官、検察官の昇給率が非常に高いようですが、これは裁判官、検察官のその職務の重要性ということが認識されて、そういうふうな昇給率が高くなったのか、それともこの裁判所、検察官と同じような給与とあるいは報酬を受けておる一般職の職員も大体この程度に上がったのか、その点はどうかございますか。

○眞家政府委員 裁判官、検察官の職務とその責任がきわめて大きいものであることは申すまでもございませぬ。したがって、そういう職務というものを考慮いたしまして、裁判官、検察官

の上位と申しますか、大部分の者の報酬、俸給は、一般職で申しますとごく上位の指定職俸給表の適用を受ける者におおむね準じて定められているわけでございます。

ところで、今回の人事院勧告に基づきますところの一般職の給与改定におきまして、これは人事院勧告が申しておりますように、民間の企業におきまして役員の給与という点も考慮されまして、かなり大幅な引き上げというところを行っております。したがって、それにおおむね準じておられますところの裁判官、検察官の大部分がやや大幅の引き上げとなっております。したがって、その結果出てきたわけでございますが、特にはこの際、職務と責任の重大性というところを考慮しまして、バランスを操作するとか、そういうことは必ずしも行なわれておりませんけれども、全体として一般の政府職員の平均に比べますとやや上回った数字が出てまいった、こういう次第でございます。

○羽田野委員 今回の改正の全貌がよく出ております法律案参考資料、これに基づいてちょっと質問いたします。

参考資料の二〇ページから二二ページ、番号五というところがございます。「裁判官・検察官給与改定対比表」というものが出ております。これを見ますと、最高裁判所の長官、最高裁判所の判事、検事総長、これは総理大臣あるいは国務大臣と同額になっております。この総理大臣、国務大臣が今回の昇給をせなかつたために、これに準じて据え置いたということになるわけですが、ちょっと不合理と思ひますのは、その下の、判事の部ですが、判事のいわゆる特号判事といわれる判事と判事の一号判事、この報酬が改正前には差額が一萬五千二百円という差額になっていて、ところが改正後、この両者の差額がわずかに五千円というふうな非常にバランスを失っているのじゃないかと思はれる数字が出てくるわけですが、これはどういふふうな理由でございませぬか。

○眞家政府委員 御指摘の点でございますが、裁判官で申しますと、東京高裁長官以外の高裁裁判所長官の報酬月額は、東京高裁の検事長の俸給月額と同じく、この表で申しますと政務次官、その他に検査官、人事官等もございませぬが、それに準じて従来定められております。それから次長検事と東京高裁検事長以外の検事長の俸給月額は、内閣官房副長官、それからこの表にはございませぬけれども、総理府総務副長官というふうなものに準じて従来定められているわけでございます。その結果、今回の改定におきまして従来の方針を維持いたしまして、それらに準じて改定月額が定められたわけでございますが、それが前者につきましてはこの表の改正案というところからございませぬが、四十万、三十九万というふうな相なつたわけでございます。

一方、判事一号の報酬月額、検事一号の俸給月額は、これは従来から通常の一般の行政職の最高のものでございまして、それが一般職のほうとの均衡を考慮いたしまして、三十八万というところに相なつた次第でございます。したがって、上が三十九万、下が三十八万という間差が非常に狭くなったわけでございます。一方、従来ずっと来ておりましたこのバランスをくずすというところは、給与体系として非常に問題がございまして、したがって、今回の改正におきましては、三十九万と三十八万の間でございまして、三十八万五千円という、多少不自然な感じはいたしますが、そういう金額を算出したしまして、従来のバランスをくずさず、しかも一般の判事、一般の検事——認証官は別でございませぬが、ごく一般の行政職の職員の最高に一步踏み出るといふ、判事特号の趣旨もわづかならこの金額によって維持する、そういうことにはいたした次第でございます。

○羽田野委員 今回のこの改正案を見ますと、裁判官の報酬等に関する法案の第一条と第二条、それから検察官の俸給等に関する法案の第二条と第三条、この中で従来裁判官、検察官に支給しておりました暫定手当に関する規定を削除しております。

判官で申しますと、東京高裁長官以外の高裁裁判所長官の報酬月額は、東京高裁の検事長の俸給月額と同じく、この表で申しますと政務次官、その他に検査官、人事官等もございませぬが、それに準じて従来定められております。それから次長検事と東京高裁検事長以外の検事長の俸給月額は、内閣官房副長官、それからこの表にはございませぬけれども、総理府総務副長官というふうなものに準じて従来定められているわけでございます。その結果、今回の改定におきまして従来の方針を維持いたしまして、それらに準じて改定月額が定められたわけでございますが、それが前者につきましてはこの表の改正案というところからございませぬが、四十万、三十九万というふうな相なつたわけでございます。

一方、判事一号の報酬月額、検事一号の俸給月額は、これは従来から通常の一般の行政職の最高のものでございまして、それが一般職のほうとの均衡を考慮いたしまして、三十八万というところに相なつた次第でございます。したがって、上が三十九万、下が三十八万という間差が非常に狭くなったわけでございます。一方、従来ずっと来ておりましたこのバランスをくずすというところは、給与体系として非常に問題がございまして、したがって、今回の改正におきましては、三十九万と三十八万の間でございまして、三十八万五千円という、多少不自然な感じはいたしますが、そういう金額を算出したしまして、従来のバランスをくずさず、しかも一般の判事、一般の検事——認証官は別でございませぬが、ごく一般の行政職の職員の最高に一步踏み出るといふ、判事特号の趣旨もわづかならこの金額によって維持する、そういうことにはいたした次第でございます。

○羽田野委員 今回のこの改正案を見ますと、裁判官の報酬等に関する法案の第一条と第二条、それから検察官の俸給等に関する法案の第二条と第三条、この中で従来裁判官、検察官に支給しておりました暫定手当に関する規定を削除しております。

す。こういうことになっておりますが、いままでも支給していた暫定手当というものはどういふふうなものを支給しておったのか、今回削除したのはどういふ理由なのか、もう削除してもいいような状態になったのか、そういう点について説明をしていただきたいと思います。

○眞家政府委員 暫定手当と申しますのは、昭和三十三年以来一般の政府職員に對しまして、それまで支給されておりました勤務地手当にかわるものとしたしまして、四級地までの各級別に区分いたしまして、当分の間支給するということになつていたわけであります。裁判官、檢察官にも一般官吏の例に準じましてこれが支給されてまいつたわけでございます。

ところが、この暫定手当を漸時本俸の中に繰り入れるという作業が進みまして、ことに昭和三十四年四月一日以降昭和四十五年四月一日までの間に、暫定手当が本俸に繰り入れられるということが完全に行なわれてしまつたわけでございます。したがって、一般職の職員につきましても、今回の一般職の給与表の改正案におきまして、暫定手当の制度をもとから廃止して、そしてそれに伴ういろいろな整理を行なつております。それに伴ひまして裁判官及び檢察官の暫定手当の制度もここに廃止されることになりまして、これに關する諸規定も削除することになつたわけでござい

ます。ところが、今回の改正におきましては、そういう金額を全部本俸に繰り入れた状態をもとにして金額を算定いたしておりますので、そういった読みかえ規定も必要がなくなつたわけでござい

ます。さらに、これは裁判官報酬法十六條の規定でござい

ますけれども、最高裁判所裁判官その他につきましまして、暫定手当を本俸に繰り入れるという措置がとられておりましたので、恩給でござい

ます。本年五月一日現在にさかのぼつて適用されるわけでございますが、その五月一日現在におきまして、旧五号あるいは旧六号に在号いたします判事、検事等につきましまして、いわゆる号俸の切りかえ措置をとることができるようになつたものでござい

ます。このように切りかえを行なうという趣旨は何かと申しますと、今回の一般職の給与法の改正案によりまして、従来これらの判事、検事にお

おきまして、現在乙欄の適用を受けている一般職員の号俸は、改正法の施行の際、新しい号俸に切りかえらるることになることが予定されているわけ

○羽田野委員 今回の一般職政府職員の給与改定に準じて、判事、検事についても住居手当が支給されるようになるというふうに考えられますが、この住居手当の適用の範囲、額、こういうふうなものはどうなつてゐるのか。

○眞家政府委員 今回の一般職給与法の改正案におきましては、住居手当が新設されまして、公務員宿舎に居住している職員はこれから除かれま

す。その他の賃貸住宅に居住して、月額三千円をこえる家賃を支払つてゐるという職員に對しましては、その家賃の額と三千円との差額、つまり三

千円をこえる額の二分の一の額を支給する、ただ

し三千円が最高限度であるというふうな規定が設

けられることになつております。もつともこの住

居手当は、一般職の職員中、先ほど来申しております上位の指定職俸給表の適用を受ける一般職の職員には支給されないことになつております。

ところで、裁判官、檢察官につきましましては、お手元の資料の、裁判官の報酬等に関する法律の第九條、それから檢察官の俸給等に関する法律にお

きましては、七ページの第一條でござい

ます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、一般の官吏の例に準じて最高裁判所の定めるところによりこれを支給するということになつてゐるわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

でございます。したが、裁判官、檢察官につきましましては、これが支給されることになつたわけ

思っているわけでありませう。

○眞家政府委員 裁判官、検察官の初任給でございますが、現在の程度で申しますと五等級の四号、三号といったところに対応しているわけでございますが、実はこれは先年の昭和三十一年の改正でございますが、これは臨時司法制度調査会の答申が出ました直後の給与改定でございます。その際に、答申の趣旨にかんがみまして、どうしても初任給を相当増額する必要があるということとで、その際には一般との均衡ということをある程度破りまして、一挙に二・七％引き上げたという事実もあるわけでございます。それ以前に比べますと初任給の額というものはかなり改善されていると思うわけでありませう。もちろん、これで必ずしも十分であるとは思いませんけれども、相当程度改善されている。なお、給与の問題につきましては、報酬、俸給の額そのものばかりではありませう、いろいろ裁判官、検察官の勤務環境の整備でございますとか、あるいは宿舎の整備、充実というところが着々と行なわれておりまして、こういった面も含めまして、給与、待遇というものを向上させることが、やはり優秀な司法修習生修了者を裁判官、検察官に吸収する何と申しましても有効な道ではないかというふうに考えているわけでございます。

初任給を比較いたしますと、これは非常にむずかしいのでございませうけれども、司法修習生の経験を経まして三年目になるわけでございます。それが判事補、検事の初任給でございますけれども、おおむねこれを上級職の試験を合格いたしました者が三年目に受ける俸給と比べますと、相当程度——約三割程度かと思ひます。これは必ずしも正確な数字ではございませうけれども、三割程度は上回っているのではないかと思うわけでございます。

なお、いま申し上げましたのは主として報酬、俸給の月額を中心にして申し上げたわけでございますが、この裁判官、検察官につきましても、一般の職員につきましても種々の手当が支給される

わけでございます。こういったものを全部合計いたしますと、改正案によりまして初任給の報酬、俸給の月額は五万四千五百円でございますけれども、それを年額にいたしますと二百二十四万四千四百四十円、それを十二で割りますと八万五千三百七十円というふうな数字になるわけでございます。これはそんなにいばれた数字ではないかもしれませうけれども、月給の額だけをごらんになって、これは非常に安いというその感じとは若干違ふのではないかとこのように考えているわけでございます。

なお、ちょっとこの機会に、先ほど私が羽田野委員の御質問に對しまして御答弁申し上げた中に、不注意で間違えた点が一つございませう。つまり附則二項、三項の適用を受ける者は、判事、検事五号、六号とそれから簡易裁判所判事、副検事と申しましたが、副検事にはこれに對するものがございませうので、副検事は誤りでございませうから、この機会に訂正させていただきますと思ひます。

○長井最高裁判所長官代理者 裁判所といたしましては、裁判官の志望者が少ないということにつきましては、検察官と同様の悩みを持っているわけでございます。この点につきまして非常に御理解のある御質問をいただき、感謝にたえないところでございませう。

これに對する対策をいたしましては、やはり裁判官、検察官、初任者として同じような状況に置かれておりますので、いま政務次官、調査部長からお答えになりましたと同様な方向で解決をいたしたいというふうに考えておりますが、なお御示唆のありましたような点につきましては、今後給与の問題あるいは予算の問題として努力していきたい、その具体案について種々可能なものについては検討していきたい、こう考えております。

宿舎の問題につきましても、その土地の住居事情によりまして非常にアンバランスが出てまいります。住居事情がよくなければ志望者がふえたのではないかと見られるような数字の關係も考えられる場合もございませうので、こういったものも初任

給、あるいは医師に對する特別の手当と同様な問題として今後考えていかなければならないのではないかと、このように裁判所として考えておるわけでございます。

○岡沢委員 私は、この法務委員会に席を持たせていただいたから三、四年になりますが、給与に關する限りは主客が転倒しているのではないかと。国会側は超党派でいづれ給与問題について思ひ切った要求、あるいは裁判官、検察官の立場に立つた防衛をすべきじゃないかと言っている。ところが、非常に御遠慮深いのです。まあ理屈はいろいろつきましますけれども、先ほどの一般公務員との格差の問題につきましても、単に年数という点をとってみましても、いわゆる大学卒でストレーに司法試験に合格をして任官するという諸君を対象にしておられるような数字としかとれないわけでは。先ほど申しましたように、合格の年齢が大抵二十七八歳、その差がまた大学卒とは五年の差がある。さらにそれに二年間の修習期間を加えるということを考えました場合に、一般公務員との格差をとるならむしろ七年ないし八年の差を基準にして数字をはじ出すべきではないか。むしろ裁判官、検察官に不利益な立場から法務省も最高裁も主張の根拠を置いておられるところ、非常に疑問というよりもむしろ逆な感じを持つわけでございます。われわれは何も裁判官、検察官を不当に優遇せよということをおっしゃるわけではございませうが、先ほど来繰り返したように、憲法上の立場からいたしまして、あるいは三権分立の立場からいたしまして、国民の利益のために優秀な裁判官、検察官の希望者が殺到して、優秀な裁判官をしていただく、あるいは人材が検察官に集まるということはむしろ国民的な利益だという観点から、理屈は抜きにして現実的に司法修習生の大多数が任官を回避していくという理由にメスを入れるべきだ。その一つの大きな問題としてやはり初任給の低さということを指摘せざるを得ないという点から質問を申し上げているわけでございます。大竹政務次官がおつ

しゃつた、定年が他の公務員に比べて長いというような問題もそれは事実でありますけれども、その根拠はむしろ裁判官、検察官の仕事の性質等に由来するところが多いわけでございます。将来の展望からものを考えたいということも大事でございますけれども、この問題に關する限りは、いま現実に任官希望者が少ない、判検事が定数にも満たないというところを前提にして、どうしたらいい人材を集められるかという観点から議論をすべきではないか。先ほど医師との比較の問題を出されましたけれども、やはり医師につきまして特別の給与あるいは特別の待遇が考えられる一つの理由に、医師もやめれば開業ができる。判検事もやめればすぐ弁護士になれる。そういう点、やはり開業医との比較の問題、あるいは弁護士の収入との比較の問題を無視してこの給与体系を論じましても、結局それは任官希望者を確保することにはならないと考えるわけでございます。

私は詳しいデータを持つわけではございませうが、私の属しております大阪弁護士会の場合、修習生を終わって最初に登録した弁護士が受ける報酬、いわゆる勤務弁護士といわれる方々の報酬の基準は昨年度で大阪の場合八万円、多いところは九万円、私の事務所も大体それに近いものを現に支払っておるわけでございます。それは自分でやる事件の報酬は別でございますが、国選弁護も別であります。そういうことを考えます場合に、いまの初任給の給与があまりにも低いということとは否定できない事実ではないか。これを単に一般公務員との比較において優遇されているからといって満足されるべき数字では決してない。むしろ比較するならば、開業できる登録当時の弁護士の報酬と比較をする。もちろん、それは弁護士には交際費その他が要することは十分承知いたしておりますが、それにしてもあまりにも格差があり過ぎるというところが、任官希望者が少ないばかりでなく、むしろ少し前向きに、意欲的に取り組んでいただく必要があるし、またそれが正しいのではないかと。

謙虚な態度というものは好ましい場合が多うござい
ますけれども、この場合は政務次官もあるいは
調査部長も、総務局長も、これはやはり一裁判
官、検察官の問題ではないに、日本の法曹界に優
秀な人材を確保するという意味から取り組んでい
ただきたいということをお願いしたいと思いま
す。

それから、この機会にやはり任官希望者が少な
いことと結びつけて、若干給与の問題から横
にそれをおそれがございしますが、先ほど執務環境
の整備に関連して宿舎の問題等も御答弁の中に含
まれておりました。いわゆる司法研修所がいま新
庁舎を建設中であるというふうに承っております
が、その建設の状況、完成した場合の収容人員、
使用開始の時期等について明らかにしていただき
たいと思います。

○長井最高裁判所長官代理者 お答え申し上げます。

司法研修所につきましては、昭和二十二年ない
し二十四年の間に現在の庁舎が建築されました
ことが古くかつ狭隘になりましたために、昭和四
十三年度の予算に新営費が計上されました、今会
計年度に完成する予定となっております。収容人
員は六百名ということで建設をいたしまして、現
実に使用開始いたしますのは来年度初めの昭和四
十六年の四月ごろの予定ということに相なってお
ります。

○岡沢委員 私の聞いている範囲では、何か使い
方いかんによれば千名くらいの修習生を収容でき
るということですが、いまの御答弁だと六百
名だということとございします。私の非公式に聞
いておる数字は間違いないでございしますか。

○長井最高裁判所長官代理者 これは新営費のい
ろいろな予算設計の上から六百名という計算に相
なっておりますけれども、ただいま
御質問のように、使い方によりまして、あるいは
そのような収容も可能であろうということは考え
られないわけではございません。

○岡沢委員 私は、分離修習の問題と関連いたし

まして、たしかさきの法務委員会におきまして
も、いわゆる司法修習生の収容合格人員をことし
五百名前後というようなことを、思い切つて大幅
にふやして、そのかわり二年間の修習期間中、努
力しなかつた者、成績をあげ得なかつた者等につ
きましては、思い切つていわゆる二回試験で落と
す、そのことによって二年間の修習生の生活ある
いは中身がきわめて充実したものにできるのでは
ないか。いわゆる一発試験と申しますか、運、不
運がきわめて大きく左右する司法試験の合格者に
対しては無条件に一〇〇に近い資格を与える。と
ころが、きわめてわずかの点差で毎回試験に失敗
する者に対してはきびしく門戸が閉ざされる。わ
れわれ修習生を経た者の体験からいたしまして
も、優秀な者ももちろんおりますけれども、この
人が合格したのかと思われような方々もおられ
ます。しかも、それが努力をしないでも当然の権利
として国家の給与を受けながら弁論士あるいは
判検事の資格を得ていられる、非常に疑問を持
つわけでございます。それだけに、いま申しま
したような意味で、日本の大学制度一般にも言え
ますけれども、大学の入試までが非常にむずかし
い、通つてしまつてと特権が与えられ、勉強しな
いでも大学卒の資格が与えられる。同じことが修
習生にも大体適用できるような制度になつておる
ところかなり大きな問題があるような気がするわ
けでございます。修習生の人員をかりに倍の千名
にいたしまして、予算措置をいたしましては国
家財政上大きな支障を来たすというところは考え
られませんし、逆にそれによつて優秀な人材が確保
された、あるいは修習生の二年間の修習期間が充
実したものであるという効果が得られるといたしま
したら、メリットはきわめて大きい。ことに司法
試験の合格者と不合格者の格差といふと、一
点の差によつて百名以上の人員が変わるというよ
うなことを考えましたら、試験の制度にもよりま
すけれども、一つの問題がいわゆる山が当たるか
当たらなかつたかということで一生の運命がきまる
というやうな不合理も、確かに司法試験に関する限

り私はあると指摘せざるを得ないだけに、ある
程度の実力のある者が合格できる、そのかわりに
努力をしなければ資格を与えられないという制度
に切りかえるほうが、もちろんそれについてのデ
メリットもありまうけれども、メリットのほうが
大きいのではないかとこの私見を持つものでござ
います。これについての見解を聞きたいと思ひ
ます。

○長井最高裁判所長官代理者 司法研修所の教育
につきましても、ただいま御指摘のような悩みが
ございしますことはまことに同感でございます。こ
の点深く検討いたさなければならぬと痛感いた
しております。ただ現在の状況におきまして、も
合格者を出しますことにつきましては、またいろ
う変わった批判もございしますので、その点等もあ
わせて研修の方策につきましても検討を重ねた
いと存じますが、ただいまのところ、司法研修所
の実施の機関でございますところの裁判所とい
しましては、司法試験の合格者につきましては十
分に収容いたし得る状況にございします。司法
試験の実施の関係につきましても、なお違つた結果
が出てまいりますれば、それに即応した体制を
とつていかなければならぬ、このように考へて
いるわけでございます。

○岡沢委員 総務局長の答弁、私の質問とちよつ
とはずれてゐるやうな気がするのです。私は司法
試験の合格者のワケをふやせ、そうしてその合格
者の中で修習期間中努力をしない者あるいは資格
を与えらるにふさわしくない者は思い切つて落と
す。いま修習生の中では反対意見がありまして、
全員二回試験は無条件に通せという意見がありま
すけれども、これはむしろおかしいので、修習期
間中の努力を要する意味からも、俗なことはで
言ひますと、修習期間のいわゆる勤務評定と申し
ます。修習生にふさわしい充実した修習生活を
送らすために、制度上現在のやうに司法試験を
通つた者には無条件に二回試験を通させるとい
う制度がかえつて過保護になつて、彼らに勉強の意
欲、努力をも失わせてゐるのではないかと。そ

う点から私は任官希望者の不足とも結びつけま
して、現在の日本の大学制度のあり方等とも結び
つけて、かつて日本で物理学校で採用されたやうな
方法、あるいはアメリカの大学等において広く採
用されているやうに、入学については思い切つて
門戸を開放する、しかし試験に合格しなければ資
格を与えない。司法試験に通つても、これに類し
たことと申しますか、その制度を幾ぶん加味した
方向で制度の改革を検討されてはかるべきではな
いかという意見でございしますが、重ねて総務局長
の見解をお聞きします。

○長井最高裁判所長官代理者 合格者の数の問題
でございますけれども、これは司法試験の実施に
つきましても、司法試験管理委員会がその衝に当
たつておられますので、調査部長から御答弁いた
さしたいと思ひます。

○貴家政府委員 御指摘の司法試験合格者数の問
題でございますが、これは御承知のとおり、臨時
司法制度調査会でも盛んに討議されたわけござ
いまして、法曹全体、裁判官、検察官、弁論士
を通じて、そういう法曹全体の量と質を充
実させるということが一つの大きな目標にされた
わけでございます。ただ、御承知かと思ひますけ
れども、それにつきましては、若干やはり質の低
下ということをおそれる声もあることは事実で
ございします。しかし、国民の法生活のために必
要なことではないかと思ひます。ただ、試験を行
ないまして、これを何人合格させるかということ
は、結局は現実に試験を行なつて合格を決定いた
します司法試験審査委員の権限に属するわけござ
いまして、直ちに政策的に何人ぐらいのべき
だとか、何人以下にするべきだといふやうなこ
とは言えないわけでございますが、そういう法曹
人口の問題、それから御指摘になりましたやう
に、一たん採用するのは比較的多数にいたしまし
て、その後修習を充実し、厳正にふるまひにかける
というやうな態度が望ましいかどうかというやう
なことは、十分そつちつた問題についての考へ方

り私はあると指摘せざるを得ないだけに、ある
程度の実力のある者が合格できる、そのかわりに
努力をしなければ資格を与えられないという制度
に切りかえるほうが、もちろんそれについてのデ
メリットもありまうけれども、メリットのほうが
大きいのではないかとこの私見を持つものでござ
います。これについての見解を聞きたいと思ひ
ます。

というものが審査委員の態度にも反映されるように御説明もし、また現にそういつた討議が可否の決定においてはなされていくように伺つておる次第でございます。もちろん、これにつきては、賛成の意見、反対の意見あるいは憂慮する意見、いろいろあることは御承知のとおりだと思ひますが、結論的には、量質ともに充実をはかるという方向で司法試験の運営が行なわれるように私も希望しておる次第でございます。

○岡沢委員 眞家調査部長の御発言に反発する気持ちはございませんが、司法試験管理委員は試験の管理が主たる目的でございますし、あるいは審査委員は試験そのものの採点等が中心だろうと思ひます。やはりこの問題は大きく制度、あるいは国会等におきまして、おつしやつていくように法曹人口の質と量を確保するという観点から検討を要すべきではないか。私の先ほどの質問に対する答弁のように、新しい研修所が六百名しか入れないということになれば、司法試験管理委員会は、六百名を限度としてしか採用されないことは当然でありますけれども、しかし、そういういわゆる物理的な観点から尺度をきめられるべき問題ではない。もう少し大きな観点から、予算措置その他のについて閣連のある国会でも、この質と量の確保についてやはり再検討を要すべき時期にきているのではないかと。私も、質が低下していきというふうな気持ちはさらさらございませんが、先ほど申しましたように、一点の差で百名変わる。一点や二点、いわゆる合格点を増したところで、質全体が大きく下がるという見方は私はできませんと思ひます。ただ、検討をしていただく価値ある課題ではないか。ぜひ前向きに御検討をいただきたいと思ひつておる次第でございます。

（小島委員長代理退席、福永健一委員長代理着席）

ここで、私は新しい角度から、いわゆる判検事の俸給あるいは報酬の確保について、三権分立の大前提を踏まえて、制度的に検討してもらえないかという提案がございます。それは、いわゆる

の最高裁にいたしましたとしても、法務省にいたしましたとしても、大蔵省に交渉して、裁判官や検察官の俸給を確保されるということがきわめてふえてなお立場あるいは性格の方々のお集まりのような感じもいたしました。ただ、いわゆる基本的な三権分立の立場から、判検事の俸給全額を一括して法務省または裁判所に大蔵省から手交していただく、その月給の割り振り等は法務省、裁判所等にまかす制度に変更するというような考え方も、私は検討に値すると思ひつておる次第でございますが、これについての調査部長あるいは総務局長の御見解、あるいは政務次官、御見識がございましたら御発言をいただきたいと思います。

○眞家政府委員 ただいま御指摘の点は、法曹全体の立場にとりまして、非常に重要な御指摘を含んでおる問題だと思ひます。単に給与のワケをどうするかという単純な問題ではなくして、むしろその根源にある裁判官、検察官、弁護士というものをどう取り扱っていくのか、そしてその養成をどうしていくかという、きわめて司法の根幹に属するむずかしい問題でございます。財政問題ももちろん閣連をいたしましたけれども、その基礎にあるべき裁判官、検察官、弁護士の姿というものが基準になつてくるわけでございます。こういつた問題につきまして、もちろん平素から準備はいたしておりましたけれども、なおそういった養成の問題、給与の問題、全般を通じて、さらに突き進んだ検討を行なつて、御指摘の諸点につきまして十分研究をいたしていきたいと思ひつておる次第でございます。

○岡沢委員 これはきわめて大きな問題であるけれども、ある意味では、三権分立の司法の本質に属する問題だ。いま立法機関あるいは行政府と司法との相関の問題、司法の侵害の問題等が、新聞紙上でもあるいは国会でも大きな議論を呼んでおりますけれども、やはり人事問題と財源と申しますか給与の問題、これで裁判官、特に司法の中で裁判所は、立法府、行政府から独立した立場におられないと、事実上行政に従属する。率直に言つ

たら、大蔵省に頭を下げなければ裁判官、検察官の報酬も上がらないということでは、どういたしまして不純な関係が生まれないという保証はないわけでございます。ことに大蔵省の頭のいい役人の方々といえども、司法の独立、あるいは裁判官、検察官の職務の特殊性、また先ほど御指摘いたしました年齢構成一つにいたしまして、非常に理解が十分な点がある。その結果といたしまして、単に三、四年の一般公務員との格差の是正だけで事足りるという態度にあらわれてくるのではないかと。ぜひ思い切つて前向きに、あるいは国会のほうでも、おそらく党派をあげて協力を惜しまないという方向にあるという感じがいたしますが、法務省あるいは最高裁のほうで御検討をいただくべき大きな課題ではないかと考えるわけでございます。

最後に、私は、前にも触れたかもしれませんが、いわゆる最高裁判所の裁判官をやめた方が弁護士で登録をされて、簡易裁判所へ行つて、頭を下げて、あるいは検察官、地検や区検に入りなされておる姿を、事実上のあたりに見たことがございます。最高裁判所の裁判官の前歴をお持ちになつて、弁護士——法律的には弁護士で登録されることも自由でありますし、別にその方々の仕事をなさるその意欲があるわけでは全くございませんが、司法の権威というものを考えた場合にかなり問題があり、国民の司法への信頼という観点からいたしまして、ことに現に仕事に当たつておられる検察官あるいは第一線の裁判官に、かつてのいわば最高裁の判事の方々が弁護士といふバッジをつけて、事件の依頼に、あるいは交渉に來られるということには、私はすつきりしないものが実際あるのではないかと、いふに考えるわけでございます。

それと閣連いたしましたし、私は、そういうことを事実上禁止していただく意味からも、逆に最高裁の判事をおやめになつた方々には特別の、いわば一生身分を保障するような給与上での配慮があつても、決して国民も不満に思わない、納税者

も納得するだけの理由があるという感じがするわけでございます。いわゆる最高裁判事に限つては、あるいはまた検事総長を含めるかどうかという問題もあろうかと思ひますけれども、前官礼遇的な、いわゆる法曹界あるいは日本の司法の番人として、最高裁等の判事という現職を離れまして、司法の元老としての処遇を国民的に申し上げるということは許されるし、また必要な時期ではないかと感ずるわけでございますが、これについての見解を聞きます。

○長井最高裁判所長官代理者 ただいま御指摘のような事情がございます。これまたまことに考えなければならぬことでございます。国によつては、ただいま御質問の中に出ておりますような形で、退職後の裁判官がその後の生活を送つておられるというふうな国もあると聞いております。そのような観点もございまして、昭和四十一年には最高裁判所の裁判官の退職手当の特例というものを御制定いただきました。十分と申せませんが、そのような考え方の基礎に立ちました法的手当をしていただいたわけでございますが、何ぶんにも努力をなされたわけではございません。たゞ何ぶんにも、在野法曹というものはやはり一つの聖職でございます。かたがた職業に關しますところの自由の問題もございまして、この点は慎重に考えました上で、退職された裁判官が晩節を汚すことのないように制度的に保障をいたすということは、きわめて重要な問題だと考えておりますので、今後努力をいたしていきたい、このように考えております。

○大竹政府委員 先ほどの判検事の俸給に關する御意見、これは俸給の問題だけではない、予算全体についても非常に問題のあるところでございます。また、いまほどの最高裁の判事としての前歴のある方に対する待遇の問題等、これいづれも事務的だけで考える筋合いのものではない。国全体の今後の司法のあり方についてどう考えるかという問題とも關連する重要な御質問のある御質問

だと思ひますので、大臣にも申し上げまして、十分検討させていただきたいと思ひますので、御了承願ひます。

○岡沢委員 終わります。

○福永(健)委員長代理 本日は、この程度にとどめ、次回は、来たる七月曜日午前十時理事会、十時三十分委員会を開会することとし、これにて散会いたします。

午前十一時四十五分散会

昭和四十五年十二月十日印刷

昭和四十五年十二月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局